

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和4年12月15日開催 日本損害保険協会]

1. ビジネスモデル対話について

- 今事務年度における金融庁のビジネスモデル対話について、これまで新たな対象先としてモノラインの損害保険会社^(注)に対し、新型コロナによる影響、それぞれの保険マーケットの今後の見通し、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた各社の取組状況や今後の課題について議論を行っている。

(注) 旅行保険やペット保険を主体に販売している損害保険会社

- 2023年に入ってから、大手社を中心に火災保険の収益改善等の取組みについて対話を実施する予定であり、既に対象社には事前の資料提出依頼や質問事項を送付している。その結果については次の保険モニタリングレポート等でフィードバックをしていきたいと考えているところ、対象社におかれては協力をお願いしたい。

2. 精神的な二次被害への対応について

- 日本損害保険協会においては、「精神的な二次被害」を防止する観点から、2022年9月に交通事故被害者やその家族の心情に配慮した丁寧な対話が重要である旨を明確化すべく、ガイドラインを改定していただいたところ。これに加えて、日本損害保険協会においては、今般、外部有識者等と協力の上、交通事故被害者対応に関するハンドブックを作成いただいたところ、金融庁としても、こうした取組みに感謝申し上げたい。
- 損害保険会社各社においては、当ハンドブックの周知徹底等を通じて、従業員や代理人弁護士等が、「被害者やそのご家族の心情面に寄り添った対応」を行うよう取り組んでいただきたい。金融庁としても、こうした取組みを促し、しっかりとフォローアップしていく。

3. ロシア産原油等に係るプライス・キャップ制度の実施について

- 2022年12月2日、G7及びオーストラリアは、ロシアのエネルギー収入を減少させつつ、世界的なエネルギー市場の安定を確保するため、ロシア産原油に係る当面の上限価格（プライス・キャップ）を、1バレル当たり60ドルとすることについて合意・公表した。
- この合意に沿って、我が国においても、2022年12月5日、外国為替及び外国貿易法に基づき、当該上限価格を超える価格で取引されるロシア産の原油の取引については、サハリン2プロジェクトで生産された原油を除き、海上輸送に関連するサービス（海上保険、貿易金融、海運、通関）の提供を禁止することとされている。
- 本措置の対象となる金融サービス（海上保険、貿易金融）を提供しようとする場合は、関連する原油取引が上限価格を下回るものかどうかの確認を含め、適切に対応いただきたい。

その際、元売りをはじめロシア産原油関連の取引相手との間では、サハリン2からの原油が本措置の規制の対象外となっていることも踏まえ、丁寧なコミュニケーションを心掛けて頂き、過度に保守的な対応とならないように配慮願いたい。

本措置の運用上の留意点を整理した「ロシア産原油等に係る上限価格措置（プライス・キャップ制度）のQ&A」も参照いただくとともに、ご不明な点は金融庁に照会いただきたい。

（参考）今般の措置はロシア産の「原油」を対象として実施するが、「石油製品」についても、2023年2月5日からの実施に向けて、別途措置を行う予定。

4. マイナンバーカードの普及と利活用の促進について

- マイナンバーカードの普及と利活用の促進について、協力いただき感謝申し上げます。
- 政府では、2022年度末までにマイナンバーカードが「ほぼ全国民に行き渡る」ことを目標に掲げ、普及と利活用の促進を強力に推進している。

- 2022年10月公表のデジタル庁の調査（第5回調査）によれば、業種別のマイナンバーカード取得率は、全業種で64.3%であるところ、保険業は67.3%との結果であるが、今後更なる取組が必要不可欠である。

（参考）第5回（2022年8月26日～9月2日）調査における金融関連の業種の取得率

全体の取得率：64.3%

補助的金融業等：73.8%（7位）

金融商品取引業・商品先物取引業：68.3%（16位）

保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）：67.3%（20位）

銀行業：67.3%（21位）

貸金業、クレジットカード等非預金信用機関：62.4%（64位）

協同組織金融業：60.9%（73位）

- 金融庁としても、政府目標の達成に向け、各金融機関における取得率や取組状況をより詳細に確認するべく、金融庁からアンケート調査を12月1日に発出した。引き続き、調査に協力いただきたい。

- マイナンバーカードの普及促進に向け、

- ・ 市区町村の実施する出張申請サービスの利用
- ・ 申請のとりまとめなど、取得についての組織的なサポート
- ・ 取得のメリットの社内周知や、入社時における取得に係る周知

などの取組を実施している金融機関もあり、こうした取組事例を参考にしつつ、各社において更なるマイナンバーカードの普及に協力いただきたい。

5. LIBORからの移行対応について

- ドル以外のLIBORは2021年12月末に公表停止したが、円とポンドの一部テナー（期間）について、市場データを用いて算出する擬似的なLIBOR、いわゆる「シンセティックLIBOR」が、2022年1月以降、時限的に公表されている。このうち、シンセティック「円」LIBORは12月末、シンセティック「ポンド」LIBORのうち1か月物と6か月物については2023年3月末に公表が

停止される。これまでのモニタリングを通じて、シンセティック LIBOR の移行対応は概ね順調に進捗していると評価しているが、エクスポージャーを有する金融機関におかれては引き続き対応をお願いしたい。

- また、2023 年 6 月末に公表停止が予定されているドル LIBOR についても、現時点においては、移行対応に特段大きな問題は見受けられないが、時間軸を意識したドル LIBOR からの移行対応を引き続きしっかりと進めていただきたい。
- 金融庁としても、引き続き日本銀行とも連携して各金融機関の移行対応をモニタリングするとともに、その状況に応じた対応の徹底を求めていく。

6. 国連安保理決議の着実な履行について（北朝鮮関連）

- 10 月 7 日、国連安全保障理事会の北朝鮮制裁委員会の専門家パネルが、2022 年 1 月から 7 月にかけての国連加盟国による北朝鮮制裁の履行状況等の調査結果と国連加盟国への勧告を含む中間報告書を公表した。
- 同報告書では、
 - ・ 北朝鮮が暗号資産関連企業及び取引所等へのサイバー攻撃を継続し暗号資産を窃取していること
 - ・ 北朝鮮による石油精製品の不正輸入および石炭の不正輸出が継続していること等の事案概要や、必ずしも制裁対象ではないが、こうした事案に関与している疑義がある会社名や個人名、船舶の名前について記載。
- 同報告書を踏まえ、各金融機関におかれては、サイバーセキュリティ対策を徹底していただくとともに、安保理決議の実効性を確保していく観点から、報告書に記載のある企業や個人、船舶については、
 - ・ 融資や付保などの取引が存在するかどうかに関する確認
 - ・ 取引がある場合には、同報告書で指摘されている事案に係る当該企業・

個人等への調査・ヒアリング

などをしっかりと行った上で、適切に対応いただきたい。

7. 地域金融機関の人材仲介機能の高度化に向けた大企業人材への周知・広報 について

- 2023年初頭に、都市部の大企業人材を主な対象として、地域金融機関の人材マッチングに関する現状や課題、地域企業で働くことの意義ややりがいへの理解促進を目的としたイベントを開催する予定である。
- こうしたイベントを通じて、大企業人材自身のセカンドキャリアや副業で地域貢献することについて考えるきっかけとなると考えており、各金融機関におかれては、社内でご案内いただきたい。

8. インドネシア議長下の G20 における主要な成果物について

- 10月に米国・ワシントン DC にて G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、会議終了後に議長総括が公表された。また、11月には、インドネシア議長下の締めくくりとなる首脳会議が開催され、議長国は 12 月からインドに交代したところ。

インドネシア議長下の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議では、金融分野における様々な論点（サステナブルファイナンス、ノンバンク金融仲介、クロスボーダー送金の改善、気候関連金融リスク、暗号資産、金融包摂、マネーロンダリング等）が議論された。G20 の 2022 年の成果物のうち、本日はサステナブルファイナンスと暗号資産に関する報告書を紹介したい。

<サステナブルファイナンス>

- サステナブルファイナンスに関し、
 - ・ G20 サステナブルファイナンス作業部会が作成した「2022 年 G20 サス

テナブルファイナンス報告書」、

- ・ FSB が提出した「気候関連開示に関する進捗報告書」

が公表された。

「2022 年 G20 サステナブルファイナンス報告書」

2050 年ネットゼロ目標の達成に向け、排出削減が難しいセクターの着実な移行に向けたトランジションファイナンスの重要性が高まり、今や多くの国際会議で議論されている。

特に 2022 年の G20 では、トランジション活動や投資を特定する手法、投資家への情報提供等に関する原則を定めた「トランジションファイナンスのための枠組み」が策定された。

また、2021 年の COP26 を契機として、ネットゼロにコミットする金融機関も急増した。他方で、中小企業等の排出量見通しについて確たるデータの入手や多排出セクターの段階的移行（managed phase-out）に係る説明責任遂行の困難さも課題となっている。2022 年の G20 では、こうした論点を踏まえ、金融機関によるコミットメントの信頼性を強化するため、当局、国際ネットワーク、金融機関向けのハイレベルな勧告が策定された。今後、各国事例の共有などにより、コミットメントの信頼性確保や実施段階における進捗を追跡する取組みのフォローなどが期待されている。

<「気候関連開示に関する進捗報告書」>

気候関連開示に関する FSB の報告書では、

- ・ 国際的な枠組みの策定や各国における取組みの進捗状況に加えて、
- ・ 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が策定する気候関連開示枠組みの実施にあたり各国が直面する課題

について報告されている。

国際的な枠組みの策定については、ISSB が策定するサステナビリティ関連

情報開示の枠組みを実施するにあたって、IAASB（国際監査・保証基準審議会）が保証の基準策定に着手しているほか、IESBA（国際会計士倫理基準審議会）が倫理規定等について改訂の作業に着手している。

<暗号資産>

○ 暗号資産については、FSB から 3 つの報告書が公表され、ちょうど本日（12 月 15 日）まで市中協議が行われている。

○ FSB からの 3 つの報告書は、具体的には、

第一は、暗号資産に対する 9 つのハイレベルな規制監督上の勧告案に関する報告書であり、金融システム安定にリスクを及ぼす可能性のある全ての暗号資産関連の活動、発行者、サービス提供者に包括的に適用されるものである。

第二は、2020 年 10 月に公表された「グローバル・ステーブルコインの規制・監督・監視に関するハイレベル勧告」の見直しに関する報告書であり、2022 年前半の暗号資産市場の混乱等を踏まえ、償還請求権確保の強化などが図られている。

第三は、これら二つの勧告案の位置づけや、今後の FSB の作業方針に関する報告書である。FSB は、暗号資産及びグローバル・ステーブルコインに対する勧告を 2023 年夏までに最終化させ、その後は 2025 年末までに各法域での実施状況のレビューを行う予定である。

○ 国際的な議論を受け、既に米国や欧州等では規制枠組みの整備に向けた動きが本格化している。また足元では、FTX の事案により、暗号資産に関する規制・監督への関心が更に高まっている。今後、FSB の勧告をいかにグローバルに実施していくかについて、議論が深まっていくものと考えている。

9. IAIS 年次総会等の結果について

○ IAIS（保険監督者国際機構）は、2022 年 11 月 7 日から 11 日にかけて、チ

リ・サンチアゴにて、IAIS 年次総会等の一連の会合を開催した。

- その中では、「保険セクターのシステミックリスクのための包括的枠組み (HF)」の実施状況に関する金融安定理事会 (FSB) への報告や、自然災害に係るプロテクションギャップに関する新たな作業を含む、IAIS の 2023 年から 2024 年の作業計画につき合意された。
- また、民間保険会社も参加した年次カンファレンスにおいては、「新興経済や社会的な課題に対する保険セクターの役割」をテーマに、マクロ経済リスク、気候関連リスク、消費者の嗜好の変化といった保険セクター共通のトレンドに関して、ステークホルダー間で活発な議論が行われた。
- 2023 年 11 月の次回 IAIS 年次総会は東京で開催予定のところ、我が国の保険業界・金融市場の魅力を国際的に発信するためには、官民の協力が非常に重要であると考え。引き続き貴協会と緊密に連携させていただきつつ、年次総会の成功に向けて本格的に準備を進めてまいりたい。

10. マネロン対策等に係る広報について

- 金融庁では、継続的顧客管理の完全実施のため、一般利用者のご理解と協力を得るべく、マネロン対策等に係る広報を、積極的に行っているところ。
- 12 月 4 日には、政府広報の一環として、東京 FM 等で、マネロン対策をテーマにしたトーク番組を全国配信したところ。
- 放送内容は 1 年間、政府広報オンラインの公式 HP 等で閲覧可能であるため、是非ご覧いただきたい。

11. テロ資金供与対策等に係る説明会について

- FATF 第 4 次対日相互審査では、有効性審査において、「警察庁警備局及び JAFIC の専門知識を活用した、テロ資金供与対策に係るアウトリーチを金融機関に対して実施すること」が指摘事項 (Recommended Actions) の 1 つとして勧告されているところ。

- この指摘踏まえ、12月上旬、警察庁と合同で、テロ資金供与対策等に係る説明会をオンラインで複数回開催し、合計約2,000名にご参加いただいた。
- 各金融機関におかれては、説明会でご説明した資料等も使いつつ、テロ資金供与等リスクに係る理解を深めていただき、マネロン・テロ資金供与リスクの管理態勢向上に努めていただきたい。

12. 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策について

- 2022年10月28日、円安の進展等に伴うエネルギー・食料品等の物価高騰などの厳しい環境を踏まえ、国民生活や事業活動をしっかりと支え、持続可能な経済成長を実現する観点から、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」が策定された。
- 今回の総合経済対策では、①物価高騰・賃上げへの取組、②円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化、③新しい資本主義実現の加速、④国民の安全・安心の確保、の4つの柱に沿って政府として各種施策が取りまとめられたところだが、金融庁からは、
 - ・ コロナや物価高騰の影響を受けて厳しい状況にある事業者への資金繰りや事業再生などの事業者支援の徹底、
 - ・ 個人金融資産の貯蓄から投資へのシフトに向けた、NISAの抜本的拡充・恒久化の検討、顧客本位の業務運営を推進する制度整備や金融経済教育を推進するための体制整備、
 - ・ 人的資本の開示を含む非財務情報の開示の充実や四半期開示の見直し、コーポレートガバナンス改革の推進などの市場環境の整備、などの施策を盛り込んでいる。このほか、明示されていないが、総合経済対策の一環として、保険会社の新たな健全性規制の導入に係る市場への影響度についての調査・分析を行い、新規制への円滑な移行に向けて制度整備を検討することとしている。
- 金融が実体経済をしっかりと下支えできるよう、必要な施策を着実に実施

していくために、金融機関の皆様の理解・協力が極めて重要であると考えているので、今後ともよろしくお願ひしたい。

13. 資産所得倍増プランについて

○ 2022年11月28日、新しい資本主義実現会議において、我が国の家計金融資産の半分以上を占める現預金を投資に繋げることで、持続的な企業価値向上の恩恵が資産所得の拡大という形で家計にも及ぶ「成長と資産所得の好循環」を実現する観点から、「資産所得倍増プラン」が決定された。

○ 同プランでは、

- ・ 家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせる NISA の抜本的拡充や恒久化
- ・ 加入可能年齢の引上げなど iDeCo 制度の改革
- ・ 消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設
- ・ 雇用者に対する資産形成の強化
- ・ 安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実
- ・ 世界に開かれた国際金融センターの実現
- ・ 顧客本位の業務運営の確保

などの施策が盛り込まれている。

○ 「資産所得倍増プラン」を実現し、正しい情報と金融知識の下、国民の行動変容をもたらす、NISA 等の裾野を広げ、安定的な資産形成を達成する上で、金融機関の皆様の理解・協力が不可欠である。特に、金融経済教育については、各実行主体の戦略的・効果的なリソース活用や中立性の確保等から、官民の連携強化が極めて重要である。金融経済教育推進機構（仮称）或いは、機構の設立以前に設置する協議会等の運営において、金融機関の皆様の協力を今後ともお願ひしたい。

14. インボイス制度への対応について

- 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の開始（2023年10月1日）まで1年を切った。適格請求書を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要がある。なお、2023年10月1日から「適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）」となるための原則的な期限は2023年3月末。
- これまで、金融庁としては、インボイス制度の円滑な導入に向けて、講師派遣依頼に関する案内や、登録申請開始に関する業界宛の会員事業者への案内依頼等、インボイス制度への対応についても周知してきたところ。
- 保険募集人の中には課税事業者である先が一定数存在すると承知している。業界の皆さまにおかれては、課税事業者である保険募集人に対するインボイス制度の情報提供等も含め、インボイス制度の円滑な導入に向けて引き続き協力をお願いしたい。

15. 三陸・常磐ものネットワーク（仮称）への参加について

- 福島等の本格的な復興に向けて“三陸・常磐もの”の魅力を発信し、消費を拡大する枠組みを経済産業省が立ち上げる。
- 本取組は、三陸・常磐地域における水産業等の本格的な復興、将来にわたる水産業等の持続的な発展につなげることを狙いとしており、政府機関及び産業界等が一体となったものとなっている。
- 本ネットワークへの参加について検討いただき、積極的な参加をお願いしたい。

（以上）